平成２２年（フ）第１８８号
福島市飯坂町字菱沼１番地の31
債務者　遊佐　秀光
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３６９号
茨城県ひたちなか市大字馬渡2655番地２市営向野アパート４―59
債務者　大川美由紀
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３７２号
茨城県小美玉市羽鳥2352番地883　サカエ住宅３号室、旧住所茨城県小美玉市堅倉1591番地55
債務者　鈴木　　栄
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３７３号
茨城県小美玉市羽鳥2352番地883　サカエ住宅３号室、旧住所茨城県小美玉市堅倉1591番地55
債務者　鈴木　典子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３８７号
茨城県水戸市本町３丁目21番６号
債務者　高畑　明義
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３９０号
茨城県水戸市城南２丁目11番８号　みつわ信用不動産内
債務者　武藤　誠二
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３９１号
茨城県水戸市城南２丁目11番８号　みつわ信用不動産内
債務者　武藤　榮子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４００号
茨城県ひたちなか市松戸町２丁目１番16号グランコートＣ棟201号
債務者　伊丹　雄一
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４０８号
茨城県水戸市青柳町494番地の１
債務者　小林　宏子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４１８号
茨城県水戸市吉沢町228番地　サングリーンハイツＤ棟202号
債務者　吉江　伸文
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４２１号
茨城県小美玉市中野谷429番地３　リーフグリーンＡ102
債務者　大貫　正夫
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２２３号
茨城県つくば市花畑１丁目15番地６　レオパレスヒカリ205号
債務者　星野滋治郎
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２２４号
茨城県つくばみらい市小絹401番地１　ラコリーナＣ203、前住所茨城県つくばみらい市東楢戸1768番地（陽光台４丁目124街区１画地）アルトキオーマ202号室
債務者　佐藤　正和
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第５２号
千葉県茂原市茂原1286番地１
債務者　楠　ゆかり
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
千葉県茂原市鷲巣50番地２アドリーム鷲巣201号
債務者　椿　　信一
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
千葉県茂原市東郷1324番地２リファインドヴィラⅡ203
債務者　山口　輝夫
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
千葉県茂原市法目725番地７
債務者　岩村いづみ
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係